

(案)

和歌山県配偶者等からの暴力の防止
及び被害者支援基本計画
(改定版)

▶配偶者等からの暴力を容認しない社会の実現を目指して

令和 年 月

和 歌 山 県

目 次

第 1 章 計画の基本方針	
1 計画の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1
4 計画の推進・進行管理	1
5 計画の対象	1
第 2 章 和歌山県におけるDVの現状	
1 DVをめぐる現状	6
2 これまでの取り組み	10
第 3 章 計画の方向	
1 基本的な考え方	11
2 計画の目標・施策体系	11
第 4 章 計画の内容	
基本目標 1 暴力を許さない意識の醸成	
(1) 教育啓発の充実	12
(2) 市町村基本計画策定の促進	13
基本目標 2 安心して相談できる環境づくり	
(1) 被害者の早期発見と相談の勧奨	14
(2) 相談体制の充実	15
(3) 職務関係者に対する研修	16
(4) 相談員に対するケアの充実	17
(5) 民間の支援者の育成	17
(6) 苦情の適切な処理	18
基本目標 3 安心して安全な保護の実施	
(1) 一時保護体制の充実	19
(2) 保護命令制度の利用	20
基本目標 4 自立に向けた支援の実施	
(1) 新たなくらしのための支援	21
(2) 被害者の子どもへの支援	22
(3) 施設における自立支援	23
基本目標 5 関係機関等の連携	
(1) 関係機関等相互の連携	24
(2) 民間団体等との連携	24
《資料編》	25

第1章 計画の基本方針

1 計画の趣旨

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

DVは、外部からの発見が困難な家庭内で行われる場合が多いため、潜在化しやすく、また加害者に罪の意識が薄いという傾向があり、被害が深刻化しやすい特徴があります。

DVの被害者は多くの場合女性であり、女性の人権を著しく侵害し、男女共同参画社会の実現を妨げるものとなっています。その背景には、固定的な性別役割分担意識や男女の社会的地位・経済力の格差など、社会の構造的な問題も存在しています。

さらに近年は、配偶者からの暴力だけでなく、こどもの目の前で家族に対して暴力をふるう面前DVなど、こどもへの虐待も併行して発生している場合や、交際相手からの暴力（以下「デートDV」という。）や同性カップル間の暴力、また、被害者が男性、外国人、障害者、高齢者、性的少数者などの場合があること、暴力の形態も、身体的・精神的・経済的・性的なものなど多様な形があり得ることに留意が必要となります。

DVの根絶に向けて、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」※1（以下「DV防止法」という。）が制定され、被害者の保護等への取り組みが行われてきました。

本県においても、平成14年4月に和歌山県配偶者暴力相談支援センター※2を設置するとともに、平成18年3月には「和歌山県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」（以下「県基本計画」という。）を策定し、その後も、基本計画の改定や法改正に対応した被害者支援の実施など、各種施策の推進に取り組んできました。

今回、DV防止法の改正及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）の改定を踏まえ、あらためて県基本計画を見直し、県・市町村及び関係機関等が、相互に連携・協力しながら、より一層のDV防止及び被害者に対する支援の充実を図っていきます。

※1：平成25年7月の法改正により、法律の名称が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」となりました。

※2：DV防止法に規定する「配偶者暴力相談支援センター」に位置付けられる、被害者支援の中心的役割を果たすところです。

（本県では、女性相談支援センターがその機能を担っています。）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、

- 相談対応や相談機関の紹介
- 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護
- 保護命令制度の利用についての情報提供 その他の援助等

を行います。

2 計画の位置づけ

- 本計画は、DV防止法第2条の3第1項の規定に基づき、基本方針に即して策定する県の基本計画です。
- 本計画は、「和歌山県長期総合計画」や「和歌山県男女共同参画基本計画」、「和歌山県困難な問題を抱える女性支援基本計画（仮称）」との整合性を図った計画とします。
- 本計画は、県が市町村など関係機関や民間の支援団体と相互に連携して、施策の推進に取り組むための計画です。

3 計画の見直し

計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

ただし、計画期間内であっても、DV防止法の改正や基本方針が見直された場合又は新たに盛り込むべき事項等が生じた場合に、本県施策の実施状況等を勘案し、必要に応じて見直すものとします。

DV防止法（抄）

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- ※ 同条第三項から第四項までを省略する。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

※ 同条第二項から第三項までを省略する。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

※ 同条第五項を省略する。

4 計画の推進・進行管理

- 本計画は、県民の理解と協力のもと、県が市町村やその他の行政機関、及び地域において被害者支援に取り組む民間団体等（以下「関係機関等」という。）とともに推進していくものです。
- 庁内外の関係機関で構成する「DV被害者支援ネットワーク会議」において、本計画に係る意見聴取を行います。
また、被害者支援にあたり、関係機関の連携体制の構築を図ります。

5 計画の対象

本計画における「DV」とは、DV防止法で定義されている配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）や配偶者であった者、また生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力のことをいいます。

また、それとは別に、生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力（デートDV）やストーカー・つきまとい行為など特定の相手や生活の本拠を共にする親族等からの暴力、性暴力に関する施策についても本計画の実施策の一部に盛り込んでいます。

なお「暴力」とは、「身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの）」又は「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」と、DV防止法で定義されています。

【暴力の形態】

■ 身体的暴力	殴ったり蹴ったりするなど、直接何らかの有形力を行使するもの。
■ 精神的暴力	大声でどなる、無視をする、その他心無い言動等により、相手の心を傷つけるもの。
■ 経済的暴力	生活費を渡さない、仕事を制限するといったもの。
■ 性的暴力	性的行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しない、といったもの。
■ 社会的暴力	外出を制限する、交友関係や電話を細かくチェックするといったもの。
■ こどもを利用した暴力	こどもを利用して精神的苦痛を与えるといったもの。

第2章 和歌山県におけるDVの現状

1 DVをめぐる現状

(1) 県内の相談状況等

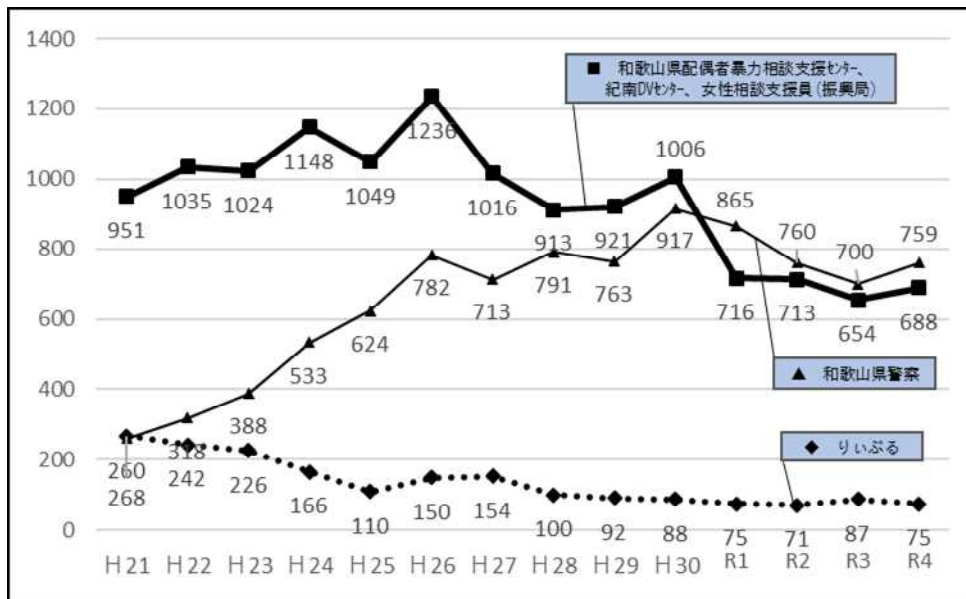
■ DVに関する相談件数

(単位：件数)

相談機関名	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
県配偶者暴力相談支援センター	627	731	578	767	696	814	763	672	687	837	520	552	478	532
DV被害者支援センター(紀南DVセンター)	26	42	54	79	72	59	84	93	98	45	47	65	42	48
女性相談支援員(県振興局)	298	262	392	302	281	363	169	148	136	124	149	96	134	108
小計	951	1,035	1,024	1,148	1,049	1,236	1,016	913	921	1,006	716	713	654	688
和歌山県警察	260	318	388	533	624	782	713	791	763	917	865	760	700	759
県ジェンダー平等推進センター“りいぶる”	268	242	226	166	110	150	154	100	92	88	75	71	87	75
和歌山市男女共生推進センター	38	26	18	32	29	20	18	29	41	43	34	35	21	24
田辺市男女共同参画センター	7	16	14	20	37	24	30	22	7	4	7	9	11	83

【県多様な生き方支援課、県警人身安全対策課、和歌山市、田辺市調べ】

※ 田辺市はR4年度から計上方法を変更。
相談内容の根本にはDVが隠れているケースが多く見られるため、DV以外の件数も含めた実件数となっています。



■うち、女性相談支援員が受けた恋人からの暴力に関する相談件数

(単位：件数)

相談機関名	年 度													
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
和歌山県配偶者暴力相談支援センター	32	34	20	34	29	41	51	63	71	54	24	40	37	39
女性相談支援員 (和歌山市、県振興局)	7	6	6	7	2	7	2	4	1	6	10	6	5	3

【県多様な生き方支援課調べ】

■DVを理由とする一時保護人数

(単位：人数)

実施機関名	年 度													
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
和歌山県配偶者暴力相談支援センター	70	89	66	91	89	90	61	59	52	76	41	38	43	46

【県多様な生き方支援課調べ】

- 令和4年度における一時保護後の住居の状況は、「帰郷」又は「帰宅」が約5割、「婦人保護施設への入所」「母子生活支援施設等への入所」がそれぞれ約2割、次いで「自立」「友人・知人宅」等となっています。

■和歌山地方裁判所管内における保護命令発令件数

(単位：件数)

内 容 (被害者本人に対するもの)	年 度													
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
接近禁止命令	32	46	22	47	45	53	40	38	42	58	44	27	21	30
退去命令	9	11	6	14	15	11	14	5	9	15	13	7	5	15
退去命令と接近禁止命令の双方	9	11	6	14	15	11	14	5	9	15	13	7	5	15

【和歌山地方裁判所調べ】

※ 「接近禁止命令の発令があった件数」「退去命令の発令があった件数」「退去命令と接近禁止命令の双方の発令があった件数」をそれぞれ計上しており、各発令のみがあったものの件数を計上していないため、一部は重複しているケースがあります。

■DV（保護命令違反・その他の法令違反）の検挙件数

(単位：件数)

内 容	年 次													
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
保護命令違反検挙(全国)	92	86	72	121	110	120	106	104	80	71	71	76	69	46
その他の法令違反検挙(全国)	1,658	2,346	2,424	4,103	4,300	6,875	7,914	8,291	8,342	9,017	9,090	8,702	8,634	8,535
保護命令違反検挙(和歌山県)	2	0	0	2	1	2	1	2	2	1	0	0	1	1
その他の法令違反検挙(和歌山県)	19	43	42	66	76	166	168	128	137	152	148	126	90	107

【県警人身安全対策課調べ(1月から12月の年次数値)】

※ その他の法令違反とは、刑法、特別法(DV法を除く)違反の検挙件数を表しています。

(2) 暴力に対する意識等

和歌山県「男女共同参画に関する県民意識調査」※からみた状況

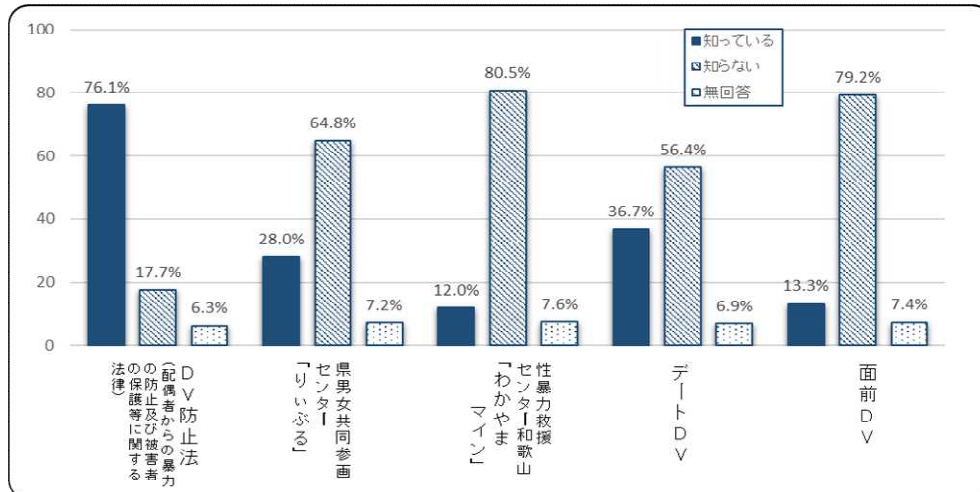
※「令和2年度和歌山県男女共同参画に関する県民意識調査」より転記。

調査時期：令和2年8月18日～9月4日

調査対象：令和2年4月1日現在の和歌山県内在住20歳以上の男女各1,500人

有効回収数(率)：1,399人(46.6%)

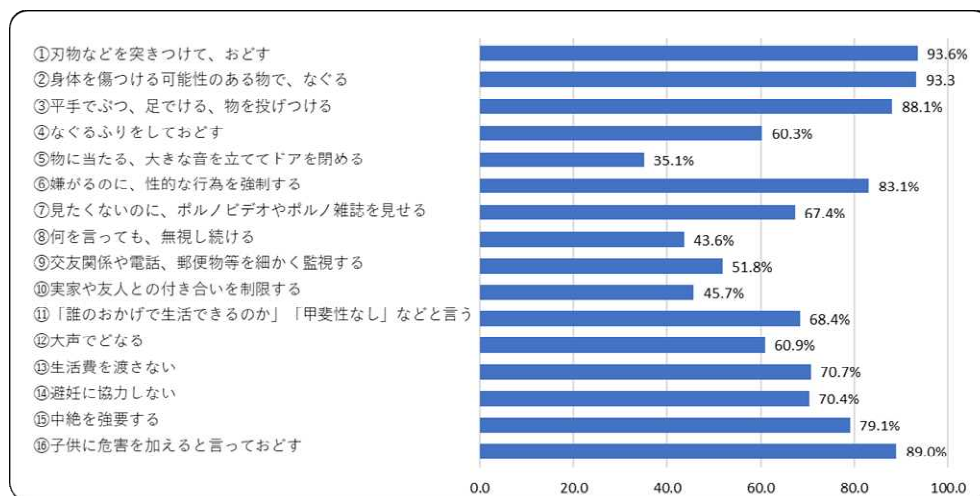
■DVに関連する言葉についての認知度



※「内容も含め知っている」又は「聞いたことがある」と回答した人の合計を「知っている」として計上

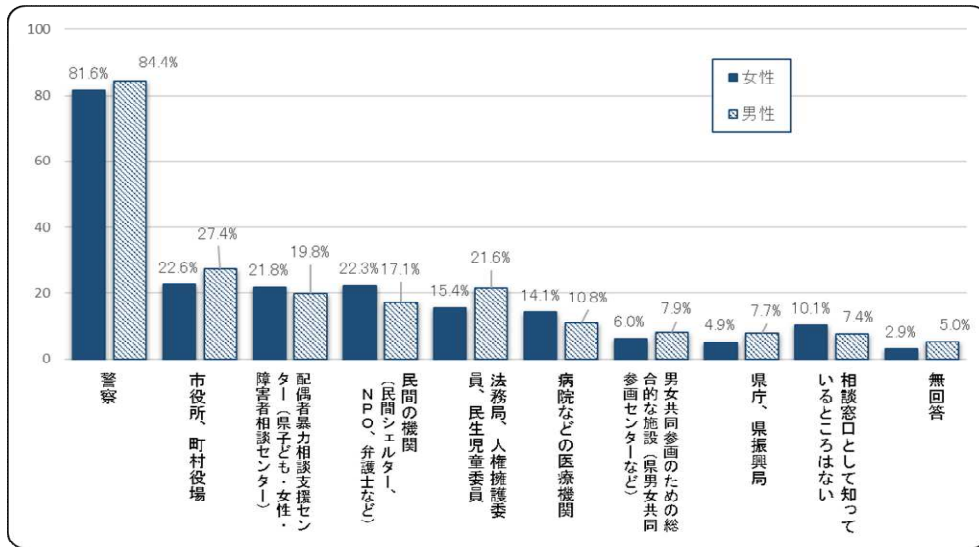
- DV防止法について『知っている』と回答があったのは7割以上と、その認知度は高まっている一方で、「デートDV」や「面前DV」などは『知らない』割合のほうが大きい状況にあります。

■暴力と思う行為のうち、「どんな場合でも暴力にあたると思う」と回答した人の割合



- 心理に影響を与える行為や行動を制限するような行為(項目⑤や⑧～⑩)においては「どんな場合でも暴力にあたると思う」とする認識がやや低くなっています。

■ 配偶者や恋人からの暴力についての相談窓口として知っているもの

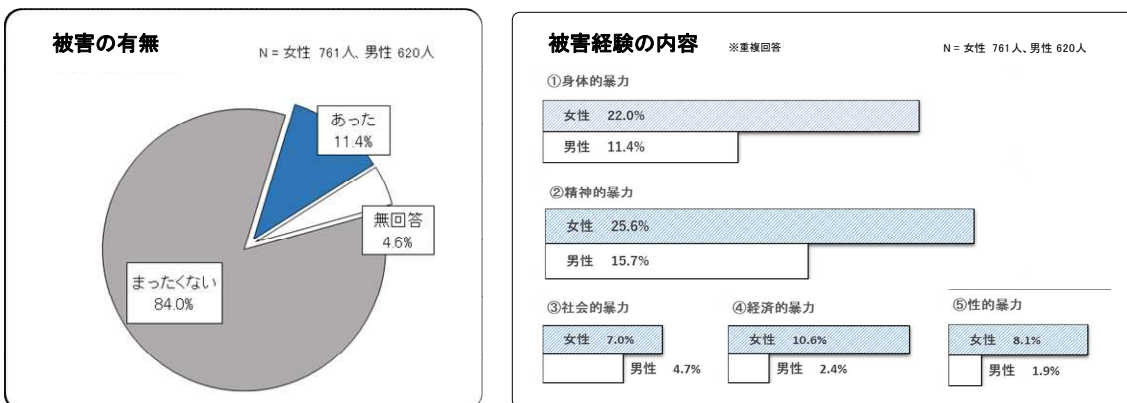


➤ 相談窓口の認知状況について全体の割合で見ると、「警察」が一番多く8割を超えており、次いで「市役所・町村役場」が2割を超え、「県配偶者暴力相談支援センター(女性相談所)」は約2割となっています。

一方で「相談窓口を知らない」と回答した人は、女性10.1%、男性7.4%となっており、前回の計画策定時よりも認知度は向上していますが、まだまだ相談窓口の一層の周知が必要と考えられます。

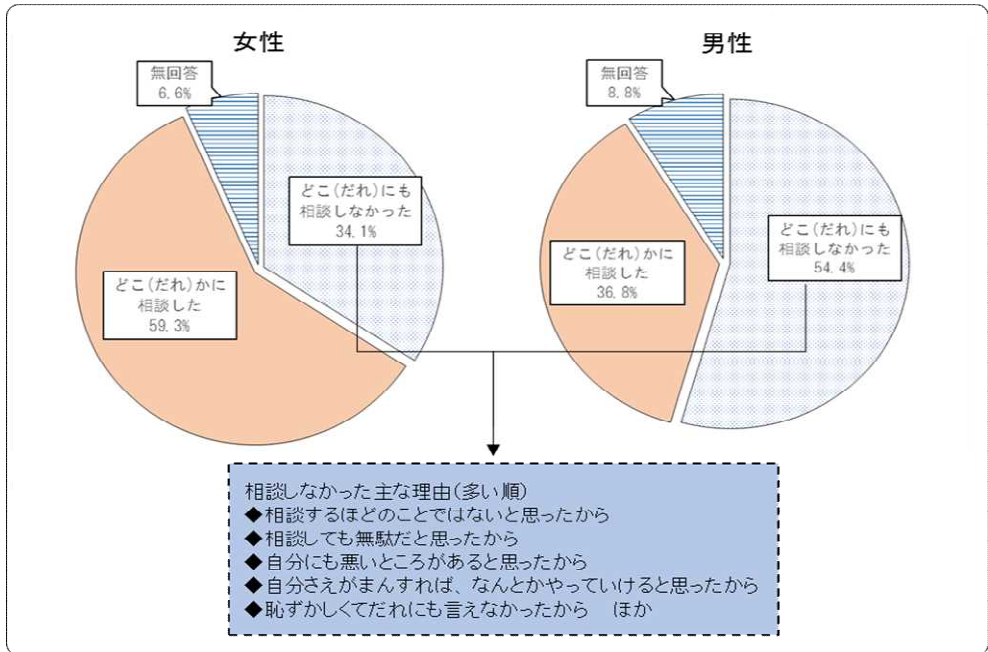
(3) 暴力の被害と相談の状況

■ 配偶者や恋人からの暴力の経験



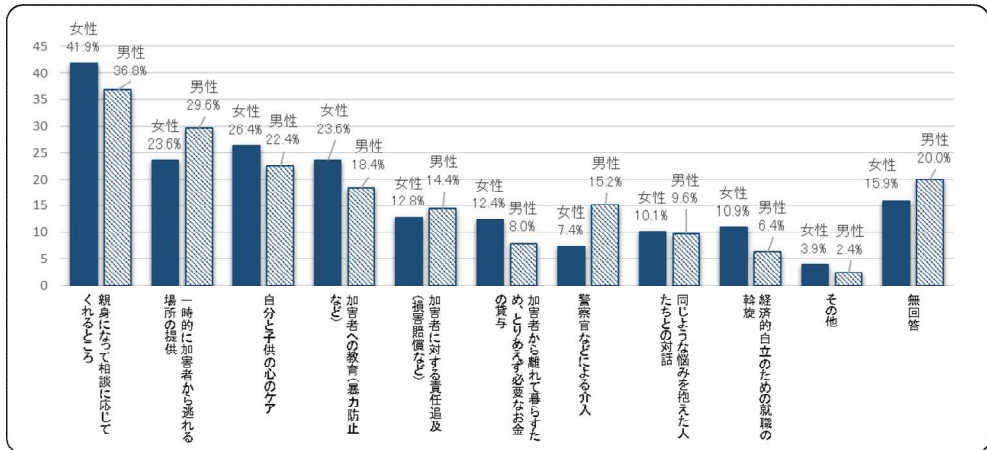
➤ 精神的暴力の被害経験があると回答した人の割合が男女ともに増えている状況にあります。

■配偶者や恋人からの暴力被害の相談状況



➤ 実際の相談先として多いのは、友人や知人と答えた人が33.8%、家族や親せきの人が29.1%、その次に警察で3.4%となっており、配偶者暴力相談支援センターは1.3%となっています。

■配偶者や恋人から暴力を受けたときに、実際に求める支援



➤ 全体では「親身になって相談に応じてくれるところ」が最も高く、次いで「一時的に加害者から逃れる場所の提供」、「自分と子どもの心のケア」となっており、性別ごとでみると、最も差がみられた「警察官などによる介入」では、男性(15.2%)が女性(7.4%)より7.8ポイント高くなっています。

2 これまでの取り組み

前計画に基づき、「暴力防止のための教育・啓発」、「相談体制の充実」、「被害者の保護・自立支援」等について取り組みを実施してきました。

主な機関の取り組みについては以下のとおりです。

[1] 県配偶者暴力相談支援センター（女性相談支援センター）及び各振興局

女性相談支援センターが本県の「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を担い、来所・電話による相談や被害者の一時保護を実施し、相談・支援の中核として、ひろく県内の事案に対応しています。

また、県内の相談体制の充実を図るため、各振興局に女性相談支援員を配置し、県配偶者暴力相談支援センターと一体となって、被害者の相談・支援にあたっています。

[2] 和歌山県警察

警察本部及び各警察署において、緊急時の暴力の制止はもとより、通報や相談への対応、被害防止策等の教示を行い、相談内容に応じて県配偶者暴力相談支援センター等への引き継ぎを行っています。

また、保護命令発令時は、県配偶者暴力相談支援センターと十分に連携して、被害者等の安全確保に努めています。

[3] 青少年・男女共同参画課及び男女共同参画センター「りいぶる」

青少年・男女共同参画課（現・多様な生き方支援課）では、関係機関等による被害者支援のためのネットワークの形成やDV防止にかかる広報・啓発を行っています。

男女共同参画センター（現・ジェンダー平等推進センター）では、男女共同参画相談員による総合相談及び専門家による専門相談（法律相談・カウンセリング・男性相談・LGBTQ相談）を実施しています。

[4] その他県関係部局

企画部人権局（現・共生社会推進部人権局）を中心として、県民一人ひとりが互いの人権を尊重することの重要性等についての啓発活動を行うなかで、DVの防止についての啓発も行っています。

また、福祉、保健・医療、公営住宅、教育等の分野で被害者支援のための取り組みを行っています。

第3章 計画の方向

1 基本的な考え方

DVの防止と被害者の保護に取り組むに当たっての基本的な考え方は次のとおりです。

- 1 DVは重大な人権侵害として、県民一人ひとりが気づき、自ら対応できるよう、取り組みを推進します。
- 2 DVを加害者と被害者の個人的な問題として矮小化せず、社会全体で受け止めて対応します。
- 3 被害者自らの意思を尊重した適切な支援を行う体制を充実します。
- 4 被害者の支援に当たっては、単一機関のみで援助を完結することは困難であることから、多様な関係機関等が効果的に連携し、切れ目のない支援を実施できるように努めます。
- 5 DVは、被害者等の生命・身体の安全に直結する問題であることから、被害者等の安全確保に十分配慮した対応を行います。

2 計画の目標と施策体系

本計画の目指すべき方向を

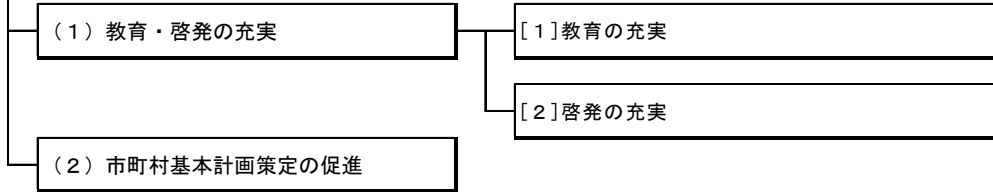
配偶者等からの暴力を容認しない社会の実現

と定め、その実現に向けたより具体的な次の5つの基本目標を設定し、個々の課題に取り組むこととします。

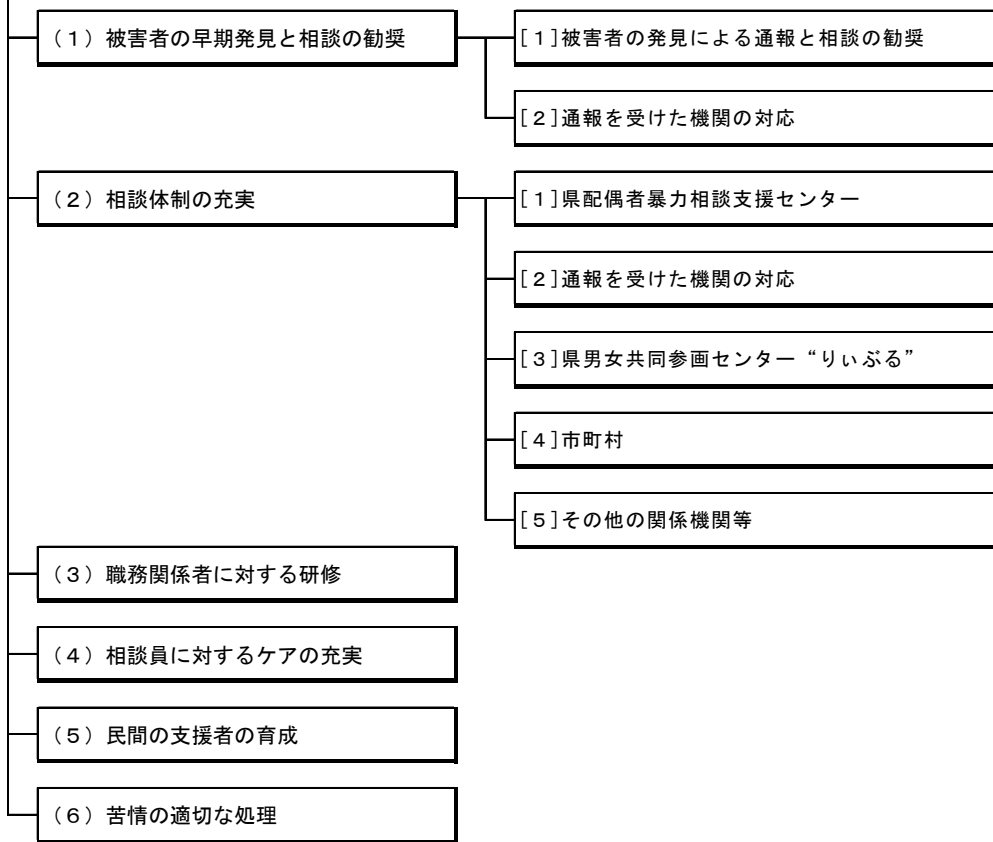
- | | | |
|--------|---|----------------|
| 基本目標 1 | ◇ | 暴力を許さない意識の醸成 |
| 基本目標 2 | ◇ | 安心して相談できる環境づくり |
| 基本目標 3 | ◇ | 安心して安全な保護の実施 |
| 基本目標 4 | ◇ | 自立に向けた支援の実施 |
| 基本目標 5 | ◇ | 関係機関等との連携 |

【施策体系】

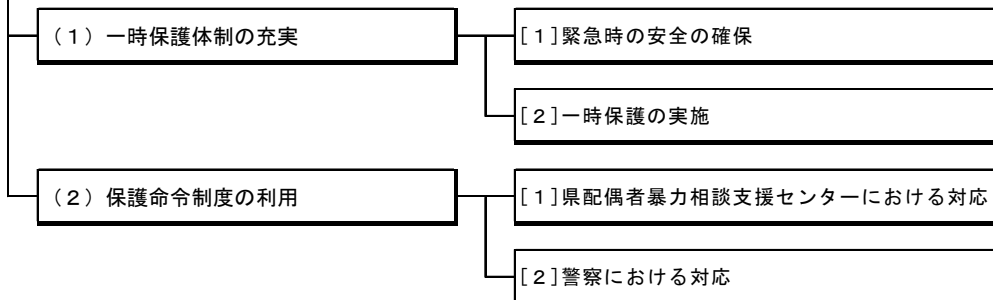
基本目標1 暴力を許さない意識の醸成



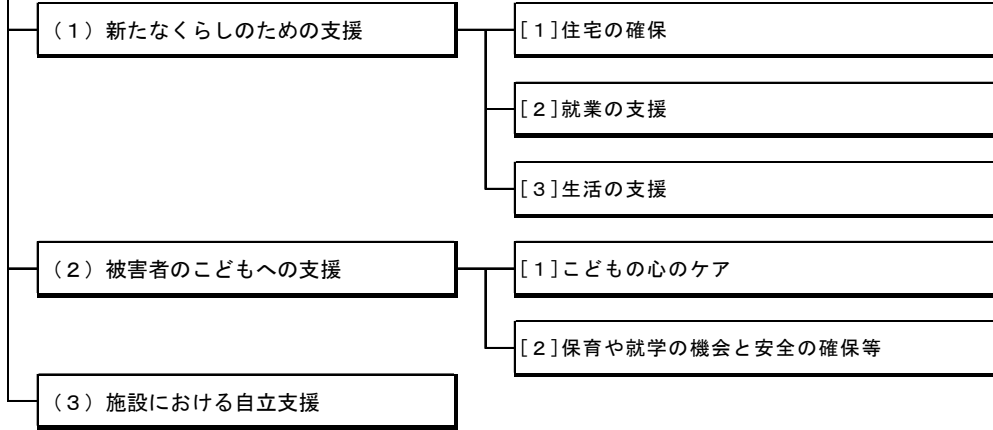
基本目標2 安心して相談できる環境づくり



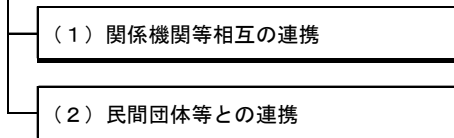
基本目標3 安心して安全な保護の実施



基本目標4 自立に向けた支援の実施



基本目標5 関係機関等の連携



第4章 計画の内容

基本目標 1 暴力を許さない意識の醸成

(1) 教育・啓発の充実 -----

現状・課題

県の調査によると、DV防止法について知っている人は7割を超えており、DVそのものの認識は広まってきていますが、詳しい内容や、近年増えてきているデートDV、面談DVなどについては、知っている人の割合が少ない状況です。

DV根絶のためには、正しいDVへの認識をもち、社会全体で暴力全般をなくすための意識を高めていくことが重要であり、家庭や地域社会、学校教育、幼児教育など、継続した教育・啓発を行う必要があります。

具体的な取組

[1]教育の充実

- 幼児教育施設においては、こどもの発達段階に応じた人権を大切にす
る心を育む教育・保育を推進します。
- 学校においては、児童生徒の発達の段階に応じた人権教育や男女平等
の理念に基づく教育等により、児童生徒が性別にとらわれることなく互
いを尊重し、自らの意思で行動できる力を育む教育を推進します。
- 若年層を対象に、デートDV防止についての教育・啓発を推進します。
また、毎年4月にある「若年層の性暴力被害予防月間」を中心として、
性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、性暴力の根
底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などの正しい理
解を発達段階に応じて身に付けるための教育・啓発に努めます。

[2]啓発の充実

- 広報紙や交番だより、ホームページ等を活用し、DVについて気づき
を促すとともに、相談窓口の周知を図り、DVのみではなく、困難な問
題を抱える女性への支援に関する窓口や性暴力被害者救援センターなど、
被害・状況に応じた様々な相談機関があることについても併せて啓発を
行います。
また、市町村に対しても同様に、啓発が行われるよう働きかけます。

- 「女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日～25日）」等において、DV防止に関するキャンペーンや講演会等を市町村や民間団体等と連携して実施します。
- 研修会等に、女性相談支援員や被害者の支援に携わる者等を講師として派遣するなどの支援を行います。
- 日本語の理解が十分に出来ない外国人に対しては、外国語パンフレットにより相談窓口等の情報を提供します。
- 障害のある人にも適切に情報提供できるよう、関係機関等に協力を依頼します。
- 地域や職場において実施される研修会等において、DV防止に関する研修が実施されるよう働きかけます。

[3] DV加害者への取組

- どういう行為がDVに該当するのかなどの広報を通じて、加害者へのDVの気づきの促進等、誰もが加害者、被害者、傍観者とならない予防啓発を推進します。

また、国が提供するDV加害者プログラム（DV加害者の再発防止のための加害者を対象とした心理・教育プログラム等）にかかる情報等について、市町村及び関係機関に情報提供するとともに、関係機関と連携しながら、実施を検討します。

(2) 市町村基本計画策定の促進 -----

現状・課題

DVの防止と被害者の保護のための施策の実施にあたっては、市町村においても、住民に身近な行政主体として、国の基本方針や基本計画に基づくきめ細やかな対応が求められています。

具体的な取組

- 市町村の福祉施策等を十分活用し、地域の実情に合わせた市町村基本計画が策定されるよう働きかけを行い、市町村事業の効果的な実施による支援の充実につなげます。

基本目標 2 安心して相談できる環境づくり

(1) 被害者の早期発見と相談の勧奨 -----

現状・課題

被害者を発見した時は、配偶者暴力相談支援センターや警察官に通報することが求められています。中でも、被害者を発見しやすい立場にある医療関係者には、より積極的な協力が期待されています。

また、早期に相談窓口を利用するよう勧めることは非常に有用であり、相談自体が問題解決への第一歩につながります。

併せて、被害者の家庭では、児童虐待が存在している場合も少なくなく、両者の状況を一体的に確認することも重要です。

具体的な取組

[1] 被害者の発見による通報と相談の勧奨

- 被害者への相談の勧奨や生命または心身に重大な危害が生じる恐れがある場合や、危険が急迫する場合の通報（以下「相談の勧奨等」という。）が円滑に行われるよう、相談の手引き等を作成して配布することにより、関係者の理解を深めます。
- 医療関係者に対して、医師会や病院協会等と連携のうえ、本県における通報先と相談窓口を県内医療関係者に周知し、加害者に知られないよう留意しながら、被害者への積極的な情報提供と相談の勧奨等について協力を求めます。
- 日頃から地域に根ざした活動を行っている民生委員・児童委員等に対して、被害者の早期発見と相談の勧奨等について協力を求めます。
- 学校や保育所、幼稚園に対して、こどもの様子等からDVを受けた保護者を発見した場合には、相談の勧奨等について協力を求めます。

[2] 通報を受けた機関の対応

① 県配偶者暴力相談支援センター

- 危険が急迫している場合には警察官に通報し、被害者等に対しては、一時保護を勧めます。
- 通報者に対しては、被害者の安全確保に配慮した上で、相談の勧奨について協力を求めます。通報者の氏名等の個人情報が加害者に漏れることがないように、十分注意して取り扱うものとします。

- 被害者等の安全確保を図るため、被害者の状況に応じて市町村等関係機関等と連携して対応します。
- 同伴児がいる場合など、児童虐待にあたると思われる場合には、児童相談所をはじめとする関係機関と十分な連携を図りながら、今後の支援について協力して対応します。
- 高齢者虐待又は障害者虐待にあたると思われる場合は、被害者に対して説明を行ったうえで市町村に通報し、今後の支援について十分な連携を図りながら対応します。

② 和歌山県警察

- 暴力が行われていると認めた場合には、暴力の制止と被害者等の保護を行います。
- 加害者に対しては指導警告や事件化の検討を行い、被害者に対しては被害防止策等の教示、県配偶者暴力相談支援センターや関係機関等への引き継ぎ等を行います。

(2) 相談体制の充実 -----

現状・課題

DVの相談には、経済的困窮や性的暴力、児童虐待等の様々な問題が複雑に絡み合っている場合が多く、また、男性や外国人、障害者、高齢者、性的少数者など多様な被害者がいる中で、被害者自らの意思で問題解決をはかるためには、これらの相談に的確に応じ、必要な支援につなぐことができる体制の整備が必要です。住民にとって身近な市町村においても、同様に被害者の相談に応じることができる体制づくりが求められています。

また、被害者自身が必要なときにいつでも、情報の入手や相談ができ、専門的知識と技能に裏付けられた支援を受けられるようにする必要があります。

具体的な取組

[1] 県配偶者暴力相談支援センター

- 相談機関の中核として、紀南DVセンターや各振興局の女性相談支援員、性暴力救援センター等と連携し、相談支援を実施します。
また、これまで蓄積したノウハウを活用し、関係機関等の相談対応機能の向上を支援します。

- 心理療法担当職員の配置等により、被害者や同伴児の心のケアを実施します。
- 外国人や障害のある被害者に対しては、必要に応じて通訳等を確保して、対応するなど、相談者の状況等に応じて、あらゆる人権に配慮した対応をします。

[2] 和歌山県警察

- 被害者に対して被害防止策等を教示し、必要に応じて配偶者暴力相談支援センターや関係機関等に引き継ぎを行います。
- 性的暴力を受けた被害者等に対しては、相談者の意向を確認したうえで、できるだけ希望する性別の職員により対応します。

[3] 県ジェンダー平等推進センター「りいぶる」

- 男女共同参画相談員による総合相談、女性弁護士による法律相談、女性カウンセラーによるカウンセリング、男性相談員による男性相談、専門の相談員によるLGBTQ相談を実施するとともに、必要に応じて県配偶者暴力相談支援センターや関係機関等に引き継ぎのうえ、連携して対応します。

[4] その他の関係機関等

- 和歌山県国際交流センターにおいて、英語・中国語・フィリピン語の言語で外国人の生活相談を実施しており、DVの被害者を発見した場合には県配偶者暴力相談支援センター等に引き継ぎのうえ、連携して対応します。
- 人権局、各振興局及び公益財団法人和歌山県人権啓発センターにおいて、DVを含む人権相談に対応し、相談員が必要に応じて法律相談の案内や県配偶者暴力相談支援センター等への引き継ぎを行います。
- 被害者等支援に精通している弁護士による法律相談を無料で受けられる機会を提供し、犯罪被害者等に対する相談体制の充実を図ります。
- 民間団体等が実施する被害者等からの相談について、必要に応じて県配偶者暴力相談支援センター等と連携するよう協力を求めます。
- 市町村における相談窓口や情報提供窓口の設置を促進し、地域の実情に応じて、配偶者暴力相談支援センターとしての機能の確保が図られるよう働きかけるとともに、必要な支援を行います。

(3) 職務関係者に対する研修 -----

現状・課題

被害者の相談、保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者は、被害者の置かれている状況や心身の状況に配慮して適切に対応することが重要であり、被害者の人権やDVの特性について理解を深めるための研修が必要となります。

具体的な取組

- 女性相談支援員に対しては、支援技術向上のための研修を実施します。さらに、地域の相談員・支援員等に対するスーパーバイズ*能力を身に付けるための専門研修を実施します。
*高度な知識や経験に基づき、より専門的で適切な指導、支援を行うこと
- 主に交番、駐在所等に配置されることとなる警察官等に対しては、相談業務や被害者の安全確保についての実務研修を実施します。
- 市町村の相談窓口担当職員等に対しては、県配偶者暴力相談支援センター等が実践的な研修を実施し、相談対応能力の向上を支援します。

(4) 相談支援員に対するケアの充実 -----

現状・課題

相談支援員は、被害者の深刻な状況について数多くの相談を受けるうち、自らも同様の心理状態に陥ったり、被害者の状況を納得いくように変えられなかったことにより突発的に無気力状態に陥ったりすることがあります。

具体的な取組

- 相談支援員の様子の変化に十分配慮し、心理療法担当職員によるカウンセリングを実施したり、必要に応じて専門医の受診につなげる等早期発見、早期対応に努めます。

(5) 民間の支援者の育成 -----

現状・課題

加害者からの追跡を逃れるため、親類や友人等と離れて生活を行う被害者は、様々な不安を抱えています。
行政による支援に加えて、地域において、被害者に寄り添った見守りや支援が行われることが望まれます。

具体的な取組

- DV被害者支援ボランティア育成講座等を開催し、地域における支援者の育成に努めます。
- 研修会等に、女性相談支援員や被害者の支援に携わる者等を講師として派遣するなどの支援を行います。(再掲)

(6) 苦情の適切な処理 -----

現状・課題

被害者等からの苦情については、誠実に受け止め、適切・迅速に対応し、職務執行の改善に反映していくことが重要です。
また、個人ではなく組織として対応し、第三者機関も含めた苦情処理体制を検討することも必要となります。

具体的な取組

- 苦情処理体制を整備し、苦情受付担当者を設置します。
また、処理結果については、申立人に十分説明します。関係機関等に対しても、同様の対応を求めます。

基本目標 3 安心で安全な保護の実施**(1) 一時保護体制の充実 -----****現状・課題**

DVから逃れてくる被害者にとって最も必要なことは安全の確保です。被害者の保護の実施に当たっては、緊急の場合には避難場所の確保や一時保護所までの同行支援等による安全の確保が必要です。

被害者の様々な状況を踏まえて、より円滑な安全の確保を行うためには、市町村や警察等との緊密な連携が必要です。

また、一時保護については被害者本人の意思に基づき行われることとし、民間支援団体とも連携して、被害者の状況にあわせた適切な保護を実施する必要があります。一時保護施設は、心身を休め、自立に向けた準備をするための場所として、被害者や同伴児に対する医学的・心理学的なケアの充実が必要です。

具体的な取組**[1] 緊急時の安全の確保**

- 県配偶者暴力相談支援センター及び各振興局では、被害者等の安全の確保が必要な場合には一時保護を勧奨します。危険が急迫している場合は、警察と連携して対応します。

なお、被害者の状況によっては、避難場所の提供や一時保護所等への同行支援について、市町村にも協力を求めます。

[2] 一時保護の実施

- 女性相談支援センターが一時保護を実施しますが、被害者の状況を考慮して、民間施設への委託や県域を越えた一時保護にも対応します。
また、様々な配慮を必要とする被害者にも対応できるよう、多様な一時保護委託先についても検討します。
- 心理療法担当職員の配置等により、被害者や同伴児に対する心のケアの充実等、一時保護所機能の強化を図ります。
- 離婚等の問題に対応するため、必要に応じて弁護士による法律相談を実施します。
- 被害者が関係機関等への相談や手続きが必要となった場合には、職員が同行して、安全の確保を図ります。

- 外国人の被害者の在留資格等の手続きが必要な場合には、入国管理局に対して、被害者の状況を考慮した対応について協力を求めます。
- 被害者の保護を図るため、施設の所在地や同伴家族を含めた利用者に係る情報等は厳重に秘匿します。

(2) 保護命令制度の利用 -----

現状・課題

被害者の生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、保護命令制度の周知と利用のための支援が必要です。

また、保護命令の発令直後等は、加害者からの報復等のおそれが高いため、被害者等の身の安全の確保に留意することが必要です。

なお、こどもへの保護命令発令時は、教育委員会や学校、保育所等においても、加害者からの問い合わせ等への適切な対応が求められます。

具体的な取組

[1] 県配偶者暴力相談支援センターにおける対応

- 保護命令制度の説明や申立ての手続きの助言を行います。制度の利用に当たっては、裁判所との連絡調整や同行等の支援を行います。
- 保護命令発令までの間、被害者に危害が急迫していると認められるときは、警察にその旨を通報するとともに、被害者に対して一時保護の勧奨を行います。
- 裁判所から保護命令発令の通知を受けた場合は、速やかに警察と連携して被害者等の安全の確保を図ります。
- 未成年のこどもへの接近禁止命令や電話等禁止命令が発令された場合には、発令内容を教育委員会等に共有し、必要な支援を行います。

[2] 警察における対応

- 県警察本部及び各警察署において、被害者に対し保護命令制度の説明を行います。
- 保護命令発令後は、速やかに被害者等と連絡をとり、被害防止策等を教示し、加害者に対しては命令内容と違反が罪にあたることを認識させ、確実に遵守されるよう指導警告等を行います。

基本目標 4 ■ 自立に向けた支援の実施**(1) 新たなくらしのための支援 -----****現状・課題**

一時保護施設への入所はあくまでも一時的な滞在であり、長期にわたり居住することはできません。

新たな生活をはじめるときの場合、住宅や生活費の確保等の課題に対応するため、配偶者暴力相談支援センターと関係機関等は相互に連携する必要があります。とりわけ、福祉制度の利用や被害者等の個人情報の保護等の生活にかかわる支援の窓口となる市町村の役割は重要となります。

また、支援は、被害者自身の意思に基づくことはもちろんのこと、被害者のこどもに対しても、その人格と権利を十分尊重したものでなければなりません。

具体的な取組**[1] 住宅の確保****① 公営住宅への入居**

- 県営住宅については被害者の優先的な入居に配慮し、入居手続きに当たっては、被害者の状況をふまえ、必要に応じて保証人の連署を不要とする等の対応を行います。

また、市町村営住宅についても同様の配慮を求めます。

② 民間賃貸住宅への入居

- 住居が確保できるまで、相談者の希望に応じて、住居探しから入居まで同行等の支援をします。保証人が確保できない場合は、民間の家賃債務保証会社等の利用について助言します。

[2] 就業の支援**① 職業紹介・職業訓練**

- 職業訓練や職場適応訓練等について、ハローワーク等と連携して対応します。

② 子育て支援

- こどもを預ける必要がある被害者に対しては、保育所やショートステイ等の子育て支援事業の活用について助言し、必要に応じて市町村等に引き継ぎを行います。

[3] 生活の支援

① 被害者等の情報の保護のための支援

- 追跡等による被害のおそれがある場合には、被害者やその同居者の住所等が加害者等に知られないようにするため、住民票の写しの交付や閲覧が制限されるDV等支援措置の申し出について被害者に助言し、必要に応じて市町村に対して情報管理の徹底を求めます。
 なお、DV等支援措置の対象期間中に転居を行う場合、新たな市町村において、再度、DV等支援措置の申し出を行うよう助言します。
 また、外国人に対しては、同居の親族等により外国人登録原票の写し等の請求可能であることから、市町村に対して情報管理の徹底について協力を求めます。
- DV等被害者からの申し出があった場合、県税に関する各種証明書等を通じて加害者を含めた第三者へ個人情報漏洩することがないように、被害者の住所を秘匿する措置を講じます。

② 医療保険等の手続き支援

- 医療保険や年金等の手続きについて助言し、必要に応じて関係機関等への同行支援を行います。

③ 経済的な支援

- 生活保護制度や児童手当、児童扶養手当等の福祉制度の利用について助言し、必要に応じて福祉事務所等関係機関等に引き継ぎを行います。

④ その他の支援

- 事案に応じ、離婚手続に関する助言や弁護士による法律相談窓口の紹介等を行います。

(2) 被害者のこどもへの支援 -----

現状・課題

DVから逃れた後でも、こどもに感情や感覚の調整ができない等の症状が残ることがあり、場合によっては被害者とこどもを分離してこどもの心のケアを行うことがあります。

児童相談所をはじめ、こどもに関わる機関は、連携してこどもの心のケアや親子関係の再構築を支援することが求められるとともに、こどもに対し、保育の機会や教育の場が確保されるよう対策を講じる必要があります。

具体的な取組

[1] こどもの心のケア

- 児童相談所をはじめ学校、保育所、幼稚園等こどもに関わる機関は、こどもの心のケアについて連携して支援します。

[2] 保育や就学の機会と安全の確保等

- 住民票の登録がなされていない場合でも、保育所や母子保健サービス等の子育て支援事業が受けられることについて助言し、必要に応じて市町村等に引き継ぎを行います。
- 転校等が必要な場合には、教育委員会等に協力を求めます。この際、被害者自身の置かれている状況を学校等に申し出るよう助言し、教育委員会等に対しては、被害者等の情報管理の徹底を求めます。

(3) 施設における自立支援 -----

現状・課題

一時保護の後も引き続き生活基盤の安定化のための援助が必要な場合、県女性自立支援施設なぐさホームや母子生活支援施設等で自立に向けた支援を行います。

また、被害者やこどもに対して心のケアを実施できる体制を整備するとともに単身の被害者が入所できる施設についても検討する必要があります。

具体的な取組

- 心理療法担当職員の配置等により、被害者や同伴児の心のケアを実施できる体制を整備します。
- 単身または妊産婦等、母子以外の被害者も入所できる施設の確保について検討します。
- 被害者及びその関係者の安全確保を図るため、被害者の相談情報、住所や居所はもとより、被害者の支援を行う施設や団体の所在地等、被害者等に係る情報の管理については細心の注意をはらうとともに、関係機関等への情報管理の徹底を求めます。

基本目標 5 関係機関等の連携

(1) 関係機関等相互の連携 -----

現状・課題

被害者が直面する問題は多岐にわたる場合も多いため、相談・保護・自立支援の各段階において、関係機関等が各々の役割を認識して、必要な支援を的確に行うことが必要です。

このためには、日頃から被害者の保護を図るために必要な情報交換や、被害者に対する支援に関する協議を行う関係機関等の法定協議会の設置等、ネットワーク機能を強化することが重要です。

具体的な取組

[1] DV被害者支援ネットワーク会議

- DV被害者支援ネットワーク会議（全体会・振興局単位の会議）を通じて関係機関等の相互の連携強化を図ります。

なお、同ネットワークには、市町村、県配偶者暴力相談支援センター、警察、県ジェンダー平等推進センター、福祉事務所、教育委員会、地方法務局、法テラス等の行政機関等や人権擁護委員連合会、弁護士会、医師会、民生委員・児童委員協議会、母子生活支援施設協議会等の民間団体、被害者支援団体、地方裁判所等が地域の実情に応じて参加します。

[2] 和歌山県人権相談ネットワーク協議会

- DVを含む人権相談に対して、適切に対応できるよう関係機関等の連携を図ります。

(2) 民間団体等との連携 -----

現状・課題

民間団体や被害者支援団体の中には、相談や保護等の支援についてノウハウや経験が豊富にある場合があります。行政だけで被害者の支援を行うには限界があり、このような民間団体等と連携することで、よりきめ細かな支援の実施が期待されます。

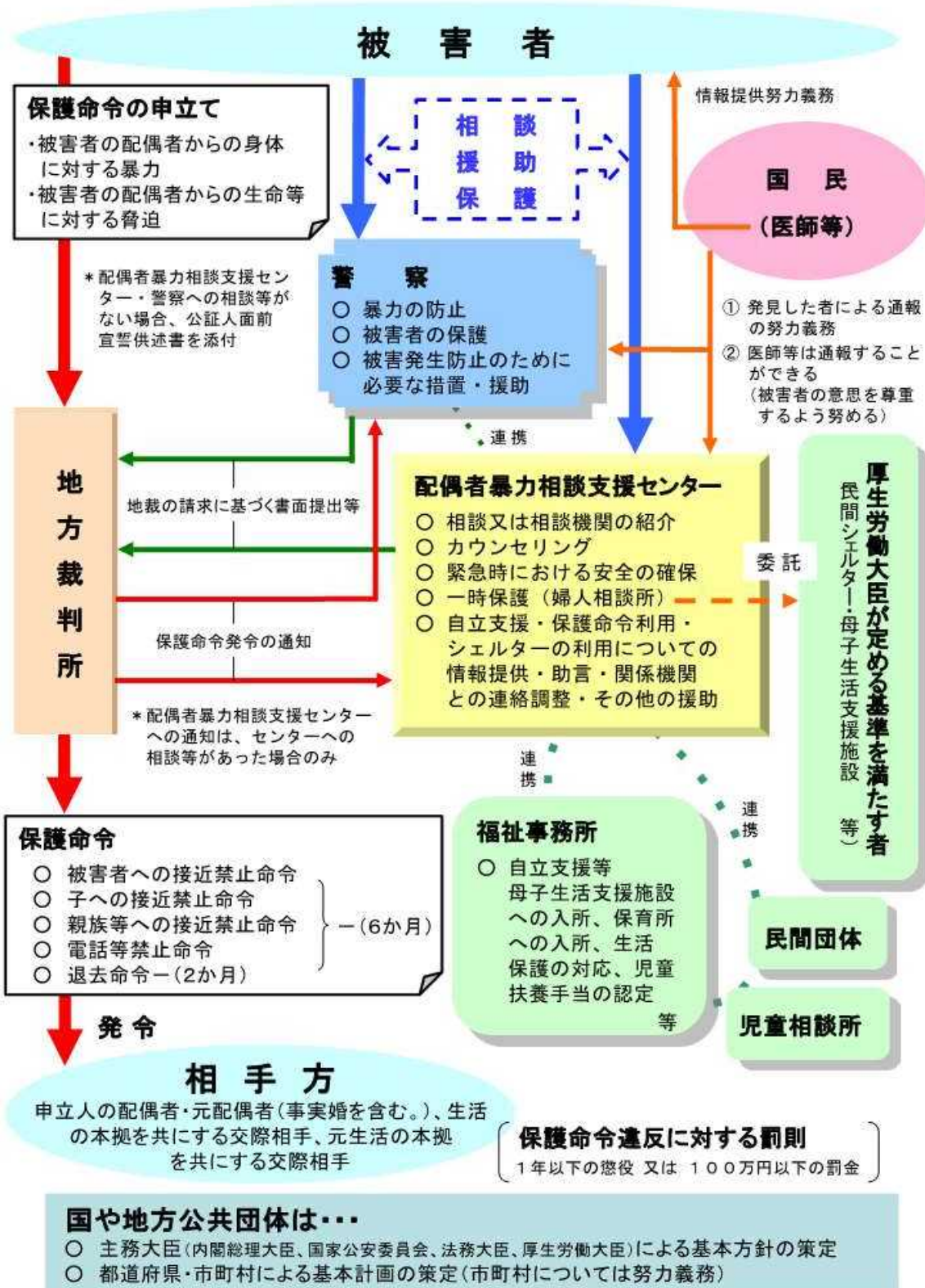
具体的な取組

- 民間団体等との連携を図りながら、より効果的に啓発活動や自立支援等を実施します。

資料

- 配偶者暴力防止法の概要（チャート） 26
※（内閣府）配偶者からの暴力被害者支援情報サイト 掲載資料
「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の概要」から転載
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 27
（最終改正：令和5年6月14日法律第五十三号）
- 保護命令申立てのながれ 39
- 県基本計画の推進体制 43

資料1 DV防止法の概要



※内閣府ホームページより

資料２ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）

又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
 - 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 5 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への

連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。
（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発す

るものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む）に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、 第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで 及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 （令和元年六月二六日法律第四六号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年五月二五日法律第五二号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 （令和五年五月一九日法律第三〇号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十

八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。) 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号) 抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定(「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。)、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百四十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第一百八十三条の改正規定、同法第一百八十九条の改正規定及び同法第一百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定(民法第九十八条第二項及び第一百五十一条第四項の改正規定を除く。)、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第一百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第一百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

資料3 保護命令の申立ての流れ

保護命令制度とは、地方裁判所が、被害者の申立てにより、相手配偶者※に対し、一定の行為を禁止する命令を発令する制度です。

※ 「配偶者」には、①法律婚の相手方、②事実婚の相手方、③生活の本拠を共にする交際相手該当します。また、離婚等の前に暴力等を受け、離婚等の後も引き続き暴力等を受ける場合、元①～③も含まれます。

保護命令の種類

内閣府ホームページ「保護命令制度に関するパンフレット」から抜粋

被害者への接近禁止命令

1年間

被害者の身辺につきまったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令

以下の4つの命令は、被害者への接近禁止命令の要件を満たすことを要件としており、命令期間は、被害者への接近禁止命令が発令されている間に限られます。

被害者への接近禁止命令

被害者に対する次の行為を禁止する命令

面会の要求/行動監視の告知等/著しく粗野乱暴な言動/無言電話・緊急時以外の連続した電話・文書・FAX・メール・SNS等送信/緊急時以外の深夜早期（22時～6時）の電話・FAX・メール・SNS等送信/汚物等の送付等/名誉を害する告知等/性的羞恥心を害する告知等・物の送付等（電磁的記録の送信を含む）/GPSによる位置情報取得等

被害者の子への接近禁止命令

被害者の子（被害者と同居する未成年の子）の身辺につきまったり、当該子の住居、学校等の付近をはいかいすることを禁止する命令

被害者の子への電話等禁止命令

被害者の子に対する次の行為を禁止する命令

行動監視の告知等/著しく粗野乱暴な言動/無言電話・緊急時以外の連続した電話・文書・FAX・メール・SNS等送信/緊急時以外の深夜早期（22時～6時）の電話・FAX送信/汚物等の送付等/名誉を害する告知等/性的羞恥心を害する告知等・物の送付等（電磁的記録の送信を含む）/GPSによる位置情報取得等

被害者の親族等への接近禁止命令

被害者の親族等（※）の身辺につきまったり、当該親族等の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令

※被害者の親族（成年の子を含む）その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者

退去等命令

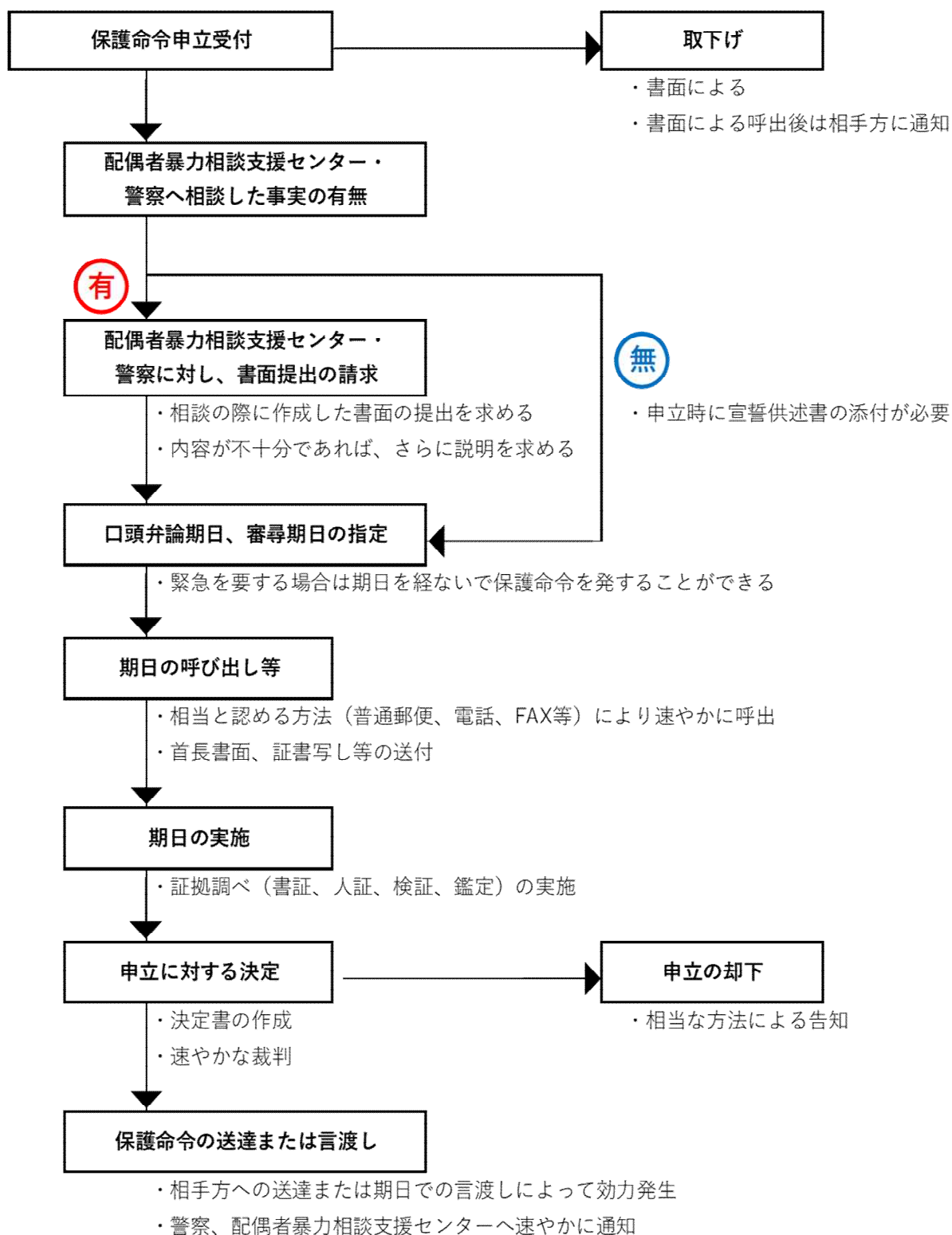
2か月間

※

被害者と共に住む住居から退去することを命じ、当該住居の付近をはいかいすることを禁止する命令

※住居の所有者又は賃借人が被害者のみの場合は、申立てにより、6か月間

保護命令申立てのながれ



保護命令申立ての方法

保護命令の申立ては、申立書や添付書類を管轄の地方裁判所に提出して行います。

ア 保護命令申立書

次のことを書いてください。

- **当事者（申立人と相手方）の氏名と住所**
※申立人が相手方の暴力を逃れて本来の住所から一時避難している場合には、それまで生活の本拠にしていた本来の住所を記載。
※代理人として弁護士に申立ての手續を委任した場合、代理人の氏名及び住所も記載。
- **申立ての趣旨**
発令してほしい保護命令の内容を記載。
- **相手方から身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況**
いつ、どこで、どのように相手方から暴力又は脅迫を受けたかなど状況を記載。
- **生命・身体に重大な危害を受けるおそれ大きい事情**
例えば、相手方が繰り返し暴力を振るうそぶりを見せること、申立人の職場を訪ねて脅迫することなどの事情が考えられます。
- **配偶者暴力相談支援センター（DV相談支援センター）・警察に相談した事実等**
 - ・相談等をした機関の名称
 - ・相談等をした日時・機関
 - ・相談等の内容
 - ・相談等に対してとられた措置※DV相談支援センターや警察に相談をしていない場合には、宣誓供述書を添付。

申立人の子への接近禁止命令の申立てを行う場合は、以下も書いてください。

- **子の氏名及び出生の年月日**
- **子に関して、申立人が相手方と面会することを余儀なくされることを防止するために保護命令を発する必要があると認めるに足る事情**
※ 例えば、相手方が子の幼稚園や学校で子の引渡しを要求していることなどから、相手方が子を連れ戻す疑いがあり、これが現実化したときに申立人が子の身上の監護のために相手方に会いに行かざるを得なくなり、申立人の生命又は身体に危害が加えられるおそれがあるような場合など。

申立人の親族等への接近禁止命令の申立てを行う場合は以下も書いてください。

- **親族等の氏名及び申立人との関係**
(当該親族等が申立人の子である場合は出生の年月日)
- **親族等に関して申立人が相手方と面会することを余儀なくされることを防止するために保護命令を発する必要があると認めるに足る事情**
※ 例えば、申立人の親族等の自宅に押し掛けて「申立人を出せ」と大きな声で叫び続ける行為など、相手方が親族等の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることなどから、申立人がその親族等に関して相手方に会いに行かざるを得なくなり、その結果、申立人の生命又は身体に危害が加えられるおそれがあるような場合など。

イ 付属書類

- 宣誓供述書（DV相談支援センターや警察に相談をしていない場合のみ）
※相手方からの暴力を受けた状況等の所定の事項を記載した宣誓供述書
（公証人の前でその記載が真実であると宣誓した上で署名・捺印をした
証書）を添付する必要があります。
- 弁護士が代理する場合は委任状
- 主張書面及び書証の写し
- 被害者と相手方の関係が確認できる書類
（戸籍謄本・住民票、内縁関係の場合をれを証する資料等）
- 暴力・脅迫を受けたことを証する資料（診断書や負傷部位の写真等）

ウ 保護命令の申立手数料

印紙代及び郵送代（R1.10月時点）

印紙 1,000 円
郵便切手 2,259 円
（内訳）
500 円×2 枚、100 円×10 枚
84 円×1 枚、 20 円×5 枚
10 円×7 枚、 5 円×1 枚

※詳しくは、地方裁判所に問い合わせして下さい。

資料4 県基本計画の推進体制

DV被害者支援ネットワーク会議（全体会）

（令和4年12月現在）

司法機関	和歌山地方裁判所 和歌山家庭裁判所
法務局	和歌山地方法務局
出入国在留管理局	大阪出入国在留管理局和歌山出張所
検察庁	和歌山地方検察庁
労働局	和歌山労働局 和歌山公共職業安定所
県警察本部	広報県民課
	人身安全対策課
市町村	県内各市町村
県	環境生活部県民局県民生活課
	環境生活部県民局 青少年・男女共同参画課
	福祉保健部福祉保健政策局 子ども未来課
	県土整備部都市住宅局建築住宅課
	和歌山県男女共同参画センター
	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター （和歌山県配偶者暴力相談支援センター）
	和歌山県精神保健福祉センター
	教育委員会事務局学校教育局 教育支援課
	各振興局 地域振興部、健康福祉部
団体	和歌山県人権擁護委員連合会
	法テラス（日本司法支援センター和歌山地方事務所）
	公益財団法人和歌山県人権啓発センター
	一般社団法人和歌山県医師会
	公益社団法人和歌山県病院協会
	和歌山県立医科大学
	和歌山県母子生活支援施設協議会
	和歌山弁護士会
	和歌山県臨床心理士会
	公益社団法人紀の国被害者支援センター
	ウィメンズネット・和歌山
	ウィメンスタディズ熊野
	DV被害者支援の会ニュースタート
	ウィメンズスペース花
カミーニョ	

和歌山県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画（改定版）

令和 年 月

（発行）和歌山県福祉保健部福祉保健政策局子ども未来課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話 073-432-4111（代表）
